

## 恐竜化石を活用した自治体連携に伴う基本協定書

北海道むかわ町（以下「甲」という。）熊本県御船町（以下「乙」という。）、兵庫県篠山市（以下「丙」という。）及び兵庫県丹波市（以下「丁」という。）とは、締結した覚書に基づき、次のとおり連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁により構成し、恐竜化石産出自治体の包括的な連携のもと、人的・知的財産や特色ある資源の活用を図り、地域づくり、教育・文化の振興、学術・研究、観光、地域交流、災害応援など多様な分野で相互に協力し、活力ある地域の形成及び発展に寄与することを目的とする。

### （名称）

第2条 本協定に基づき設立する協議会の名称は、「につぼん恐竜協議会」とする。

### （連携・協力事項）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、次の事項について連携し協力するものとする。

- （1）恐竜化石を活用した相互交流（行政・地域）に関する事
- （2）人材育成、学校教育における相互交流に関する事
- （3）学術・調査研究に関する事
- （4）地域の魅力（観光・物産）情報の相互発信に関する事
- （5）災害相互応援協力に関する事
- （6）その他、第1条の目的を達成するために必要な事項に関する事

### （覚書）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、前条に係る事業に関して、別に連携協力に関する覚書を結び、誠実に履行するものとする。

### （事務局）

第5条 本協定についての事務局は、兵庫県丹波市に設置する。

### （会議）

第6条 本協定の運用体制を整備し、併せて連携・協力事項の調整を進めるための担当者会議を設置する。

### （期間）

第7条 本協定の期間は、平成29年11月26日から平成34年11月25日（5カ年）までとする。ただし、本協定期間の終了の日までに、甲、乙、丙及び丁から何らかの意思表示

示がないときは、その翌日においてさらに1年間同一の条件で本協定を更新するものとし、その後毎年同様に更新できるものとする。

(新規加入)

第8条 本協定の締結後、新たに本協議会への参加希望がある場合は、協議の上、これを受け入れるものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が誠意をもって協議するものとする。

本協定締結の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁の記名押印の上、各自1通を所持する。

平成29年11月26日

甲 北海道むかわ町  
町 長

竹中喜文 

乙 熊本県御船町  
町 長

藤木正幸 

丙 兵庫県篠山市  
市 長

酒井隆明 

丁 兵庫県丹波市  
市 長

谷口進一 